令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 塩那台地地区測量等業務

特 別 仕 様 書(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

| 項目 | 内容 |
|----------------|--|
| 第1章 総 則 (適用範囲) | |
| 第 1-1 条 | 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業塩那台地地 区測量等業務(以下「本業務」という。)の施行にあたっては、 農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「共通 仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加 事項は、この特別仕様書によるものとする。 |
| (目的) | |
| 第 1-2 条 (場所) | 本業務は、昭和49年度から平成4年度に国営塩那台地総合 農地開発事業により造成されたかんがい排水施設の地上部の中 心線測量等を行うものである。 |
| 1 | 十米数によい、マサルトナンや型の担託は、松上周上田医士 |
| 第 1-3 条 | 本業務において対象とする施設の場所は、栃木県大田原市、 さくら市及び那須郡那珂川町地内で、別添位置図に示すとおり である。 |
| (業務概要) | |
| 第 1-4 条 | 本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。 |
| | ・ 1 号幹線用水路ほか測量 L=4.980km |
| | ・3級水準測量(地表部) 10.1km |
| | ・3級基準点測量(地表部) 25点 |
| (土地の立入り等) | |
| 第 1-5 条 (班編成) | 業務実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 |
| 第 1-6 条 | ★業務は3班の編成により行うものとする。 |
| (一般事項) | /下来4分は 0 分1 v / lm l |
| 第 1-7 条 | 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 |
| | (1)作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 |
| | (2) 測量予定線、測量作業規程第24条(基準点測量、作業計 |
| | 画)、第 51 条 (水準測量、作業計画) については、事前に 監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。 |
| | (3)作業に従事する技術者は、対象業務に充分な知識と経験を有した者とする。 |
| | (4)受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた時は、速やかにこれに応じるものとする。 |
| | |

| 項 | | 内 | 容 | |
|--|--|-------------|---------|----|
| (配置技術者の 第 1-8 条 (保険加入) 第 1-9 条 第 2章 作業条 (作業条件) 第 2-1 条 | 共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1)受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2)農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。 受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 基本条件は、次のとおりである。本測量作業の基準となる既知点は、次表及び別添図面に示すとおりである。 | | | |
| | | 既設の基準点・水準点名 | 標高(EL) | 備考 |
| | (1) | 二等三角点 佐久山 | 234.98m | |
| | (2) | 二等三角点 三輪 | 226.80m | |
| | (3) | 電子基準点 大田原 | _ | |
| | (4) | 電子基準点 塩谷 | _ | |
| | (5) | 電子基準点 烏山 | _ | |
| | 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1)各用水路は、塩那台地土地改良区が管理している。 (2)作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないように留意しなければならない。 (3)本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。 (4)現地調査の実施時期は、施設内への立ち入り日程等、詳細について監督職員と打合せ後、実施するものとする。 | | | |

| 項目 | 内容 | |
|------------------------|--|---------------|
| (対象施設) 第 2-2 条 | 本業務の対象施設は、1号幹線用水路及び1号 する。 | マ線用水路と |
| (貸与資料) 第 2-3 条 | 貸与資料は次のとおりである。 | |
| | 貸与資料 | 数量 |
| | 前歴事業平面縦断図・構造図 | 1式 |
| | 令和 5 年度 土地改良施設権利保全対策事業 塩那台地地区基礎調査業務成果 | 1式 |
| | 令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジ メント推進事業 塩那台地地区用地測量業務成 果 | 1式 |
| (松上海州の田和)、) | また、上記以外で必要な資料がある場合は、監督するものとする。 | 腎職員と協議 |
| (貸与資料の取扱い) 第2-4条 | 第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりと | |
| | (1)貸与資料は原則として複写転載を禁ずるとす 扱いは十分留意しなければならない。 | |
| | (2)貸与資料の使用に当たっては、その適用につ 員の指示を受けるものとする。 | ついて監督職 |
| | (3)使用する図書及び貸与資料の記載事項で、村ある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督 | |
| | する。 (4)貸与資料は、原則として初回打合せ時に一指 のとし、監督職員の請求があった場合のほか、 に一括返納しなければならない。 | |
| 第3章 作業内容 (作業項目及び数量) | | |
| 第 3-1 条 | 本業務における作業項目及び数量は、別紙項目表ある。 | 長のとおりで |
| (作業の留意点) | | |
| 第 3-2 条 | 業務の実施に際し、特に留意する点は次のとおり (1)中心線測量 |)とする。 |
| | ① 中心杭の間隔は、原則として 50m 間隔とし、 点等必要に応じて追加点を設置するものとする | |
| | ② 杭打ちが不可能な箇所では、固定物に打鋲等ことができるが、この場合には固定物の近くに し、名称等を付記して目視確認が十分にできる | こ杭を打設 |
| | る。 ③ 測量については、施設の管理者(塩那台地) と協議し行うものとする。 | 上地改良区) |

| 項目 | 内 | 容 |
|---|---|---|
| (管理技術者) 第 3-3 条 (担当技術者) 第 3-4 条 第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条 | (3) 仮BM 設置側量仮 BM の記 うものと M の と M で BM 設 | を基礎とし、それに含まれる現況 る転写連続図を重ねる。また縦断 確設定範囲及び阻害深度を記載す =1/500 とする。 では、測量作業規程第14条を適 国土地理院へ登録予定である。 の補助を行う。 議書第7条3項によるものとす 85条の基準に基づく価格(以下、 を下回る価格で契約した場合に 量外で行う調査の実施に際して現 作業日毎に業務の内容を監督職員 い。 場での常駐場所を定めた場合、あ る職員に報告することとする。 |
| | 術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ 最終回 報告書原稿作成段階 打合せ場所は、関東農政局系 所で行うものとする。 | 皆 刊根川水系土地改良調査管理事務 |
| | | |

| 項目 | 内容 |
|---------------------------------|---|
| 第5章 業務管理 (情報共有システム | なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務 担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容 について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合において は、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者 の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とは しない。その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める 業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければな らない。 |
| (情報共有システム) の業務について) 第5-1条 | 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有すること |
| | により業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (1)情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省Webサイト参照)によるものと |
| | する。 (2)受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。 |
| 第6章 成果物 (成果物) | |
| 第 6-1 条 | 成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体 (CD-R等) 正副2部 2. 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 3. 図面書面 2部 (製本 A2版) 4. 図面原図 1式 (図面ファイル) |
| (成果物の提出先) 第 6-2 条 | 成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 |
| | |

| 項目 | 内 | 容 |
|--|--|--|
| 項 第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条 第 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8-1条 | 業務請負契約書第17条が注者による協議事項は、次の(1)第2-1条に示す「作業(2)第2-2条に示す「対象(3)第3-1条に示す「作業合。(4)第4-1条に示す「打成品での第6-1条に示す「が生じ(5)第6-1条に示すが生じ(7)関係機関等対外的協議を表し、(8)現地踏査時の状況確認場合。(9)その他重要な変更が生この特別仕様書に定めなき | いら第20条に規定する発注者と受いとおりとする。 条件」に変更が生じた場合。 建施設」に変更が生じた場合。 建項目及び数量」に変更が生じた場合。 ででで変更が生じた場合。 に変更が生じた場合。 に変更が生じた場合。 に変更が生じた場合。 に変更が生じた場合。 に変更が生じた場合。 にあ」に変更が生じた場合。 にある。 におり業務計画等に変更が生じ |
| | | |

令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 塩那台地地区測量等業務

項目表

| | | 数 量 | | |
|-----------------|----------|----------------------------------|--------------------------------------|--|
| 作業項目 | 計 | 1号幹線 用水路 鋼管φ800~φ 900mm | 1号支線 用水路 硬質塩化ビニー ル管 φ 200mm | 備考 |
| 1. 作業計画 | 1業務 | | | |
| 2. 現地踏査 | 4.560km | 4162.380m | 395.400m | 地域地形変化率(+0.22) 1,000台未満/12時間 |
| 3. 中心線測量(地表部) | 4.980km | 4162.380m | 821.400m | 地域地形変化率(+0.22)、 測点間隔50m、単曲線区分0 1,000台未満/12時間 |
| 4. 縦断測量(地表部) | 4.980km | 4162.380m | 821.400m | 地域地形変化率(+0.22)、 測点間隔50m 1,000台未満/12時間 |
| 5. 仮BM設置測量(地表部) | 1.100km | 693.975m | 404.600m | 平地、耕地 道路上 (3級水準測量) |
| | 1.570km | 1150.600m | 416.800m | 丘陵地、耕地 道路上 (3級水準測量) |
| | 2.320km | 2317.800m | 0.000m | 丘陵地、森林 道路上 (3級水準測量) |
| 6. 3級水準測量(地表部) | 10.100km | 10.100km | 0.000km | 平地、耕地、道路上 |
| | 8点 | 5点 | 3点 | 平地、耕地、200m間隔、伐採なし (成果検定含む) |
| 7. 3級基準点測量(地表部) | 5点 | 5点 | 0点 | 丘陵地、耕地、200m間隔、伐採なし (成果検定含む) |
| | 12点 | 12点 | 0点 | 丘陵地、森林、200m間隔、伐採なし (成果検定含む) |
| 8. 4級基準点測量(地表部) | 15点 | 9点 | 6点 | 平地、耕地、50m間隔、伐採なし |
| | 18点 | 18点 | 0点 | 丘陵地、耕地、50m間隔、伐採なし |
| | 36点 | 36点 | 0点 | 丘陵地、森林、50m間隔、伐採なし |
| 9. 区分地上権設定範囲図作成 | 17枚 | 14枚 | 3枚 | 延長/300m |



